

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、令和5年1月2月1日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第6項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、県間の電話サービスの役務提供を行うとともに、同サービスについて同社の業務区域外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能とするために他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めてエンドエンドで料金設定を行うものである。

NTT東日本が本件活用業務により提供予定の電話サービスの種類は、

- ① IP電話サービス、
- ② 固定電話サービス（加入電話、ISDN、公衆電話、NTT法第2条第5項ただし書きの規定により提供する他事業者の電気通信設備を用いた固定電話サービスを含む。）

であり、既に活用業務の申請及び届出があった内容^{※1}を含めたものである。

本件活用業務の実施に当たっては、NTT東日本が保有する次世代ネットワーク^{※2}、同社が自ら敷設・保有する県間伝送路等のほか、同社が公募により調達した県間伝送路、別に公募により調達した高度系サービス用設備（着信課金サーバ）、他事業者の電気通信設備を用いた固定電話サービスに利用する県間伝送路等を利用し、NTT東日本の業務区域内において県間のIP電話サービス及び固定電話サービス（以下「IP電話サービス等」という。）の提供を行うとともに、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めてエンドエンドで料金設定を併せて行う。

なお、NTT東日本は、当該料金設定に係る業務に当たっては、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）及び株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）との相互接続を行っている。

※1 平成20年2月25日付け総基事第36号で認可した申請及び令和3年4月12日付け活用業務届出の内容

※2 平成20年2月25日付け総基事第39号で認可した申請において規定されている「次世代ネットワーク」

2 確認の内容

NTT法第2条第6項において、NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、設備投資等に係る所要資金として XXXXXXXXXX を見込んでおり、内部資金でまかなうこととしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、設備については、本件活用業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処している。さらに、職員についても、現在のIP通信網サービス、IP電話サービス及び電話サービスの提供に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業

者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本が提供を予定しているIP電話サービス等は、既存の加入電話サービスと同じ番号体系をとり、緊急通報の確保が義務付けられていること等から、既存の加入電話と代替性を持つサービスとして、既存の加入電話サービスと基本的に同一の市場を形成していると考えられる。したがって、本件活用業務に関して競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、固定電話市場を取り上げることが適当である。

また、本件活用業務に係るIP電話サービス等は、次世代ネットワーク等を利用して提供されるものであるが、当該サービスのうちIP電話サービスを利用する際には、アクセス回線としてNTT東日本の提供する光ブロードバンドサービスに加入していることが求められる。したがって、IP電話サービスに関する競争状況は、固定系ブロードバンド市場における競争状況の影響を強く受けると考えられる。このため、本件活用業務に関して競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、固定系ブロードバンド市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート」（令和5年8月31日公表）のデータによれば、固定電話市場における令和5年3月末のNTT東日本のシェアを見ると、東日本地域において、65.6%を占めている状況である。

また、同報告書のデータによれば、固定系ブロードバンド市場における令和5年3月末のNTT東日本のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）を見ると、最低の地域において約50%を超えている（関東地方）。そして、都道府県別のFTH市場における令和5年3月末のNTT東日本のシェアを見ると、最低の都道府県において約60%（長野県）、最高の都道府県では80%を超えている（山形県）。

以上を踏まえれば、NTT東日本は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、NTT東日本が固定電話市場及び固定系ブロードバンド市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、同社が他事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用するこ

と等、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

NTT東日本がIP電話サービス等を提供するに当たって、同社が保有する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続を実施する際には、同社が地域電気通信業務等を営むために保有するGWルータ及び中間配線架を用いることとなるが、同社の業務区域内外に設置されているGWルータは第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款においてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置が講じられており、競争事業者も同様の業務の提供が可能となっている。また、中間配線架も「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけられ、既に接続約款に接続料に準じた負担及び接続条件が設定されている。

また、当該サービスのうちIP電話サービスの提供に当たっては、アクセス回線として固定ブロードバンドサービスを利用するものであることから、第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備と密接な関連性を有していると考えられる。

したがって、競争事業者が本件活用業務と同様の業務を実施するに当たっては、NTT東日本の設置するボトルネック設備への依存度が大きいと考えられ、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネットワークのオープン性を確保することが公正競争確保の観点から必要であると認められる。

これを踏まえ、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本の次世代ネットワーク等を利用してIP電話サービス等を提供するものであるが、同社の届出書によれば、本件活用業務の実施に当たっては、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者であるNTT西日本及びNTTドコモと相互接続し

ている。

これを踏まえると、ステップ2)における確認に当たっては、⑥の「関係事業者の公平な扱い」の項目において、当該連携が公正な競争を阻害するものではないかを確認する必要がある。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

次の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施に当たって、他事業者設備とはGWルータおよび中間配線架を用いて相互接続を実施するが、当社の業務区域内に設置しているGWルータ、県間伝送路(既に公募により調達したもの、自ら敷設・保有するもの及び新たに公募により調達するもの)、中継ルータ、エリア外に設置しているGWルータについては第一種指定電気通信設備として指定されており*、既に接続約款において中継系交換機能及びルーティング伝送機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

さらに、本業務に用いる中間配線架については、指定設備である県内設備と一体的に利用されることから、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、既に接続約款に接続料に準じた負担及び接続条件の設定を行っており、接続等の迅速性、公平性を確保している。

また、今後新たに県間伝送路等を調達する場合においては、事業者の選定にあたり透明性・公平性を確保する観点から公募により調達する考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接

続条件をオープンにしていく考えである。

※平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第三十三条第1項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件)の一部を改正する件(令和5年総務省告示第3号令和5年1月16日)

【総務省の考え方】

NTT東日本が本件活用業務に用いることとしている同社の業務区域内外に設置するGWルータ、県間伝送路及び中継ルータは第一種指定電気通信設備として指定されており、接続約款において中継系交換機能およびルーティング伝送機能としてアンバンドルし接続料の設定等を行うことで接続等の迅速性、公平性を確保することとしている。

また、本件活用業務に用いる中間配線架については、第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることとなることから、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4第2項により「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づけられており、接続約款に接続料に準じた負担及び接続条件の設定を行うことにより、接続等の迅速性、公平性を確保することとしている。

加えて、今後新たにNTT東西間の県間伝送路等を調達する場合においては、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から公募により調達する考えとしている。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしている。

したがって、NTT東日本が第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条の許可を受け、上記の措置を講じる限りにおいては、競争事業者も必要に応じ接続等を行うことにより、本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1)①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

他事業者設備とは、GWルータ及び中間配線架を用いて相互接続を実施することとなるが、GWルータ及び中間配線架については、接続に必要なインタフェース条件(伝送装置間インタフェース(音声等接続用ルータ接続インタフェース))が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。

したがって、これまでのインタフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべ

き内容はないものとする。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、接続に必要なインタフェース条件は既に接続約款の技術的条件集により規定済みである。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、競争事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

したがって、NTT東日本が第一種指定電気通信設備接続料規則第3条の許可を受け、上記の措置を講じる限りにおいては、競争事業者も必要に応じ接続等を行うことにより、本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1)②の観点からも、必要な措置が講じられているものと認められる。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

他事業者は県間のIP電話サービス等を既に提供中であることから、他事業者が本業務と同様の業務を営むに当たって顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものとする。また、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

競争事業者は既に県間のIP電話サービス等を提供しているほか、競争事業者が本件活用業務と同様の業務を営むに当たって顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために、新たに必要不可欠な情報は、現時点において具体的なものはないと認められる。また、競争事業者が同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバ

や局舎コロケーション等に関する情報についても既に接続約款に規定する等のオープン化措置が講じられている。

したがって、現時点において必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアウォールを確保していく考えである。

① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和5年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

なお、本業務の構成においては東京・大阪の2拠点で他事業者と相互接続しているが、今後当社および他事業者が現在想定できないような構成で、県間のIP電話サービス等の業務の提供を行うなど、公正競争を阻害するおそれが生じる場合等には、それに対応するために必要な措置を講じる。

【総務省の考え方】

NTT東日本では、営業面でのファイアウォールについては、従来から所要の措置を講じており、本件活用業務の実施にあたっても、公正な競争が

阻害されることのないよう営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである、としている。

NTT東日本は、電話の業務で取得した顧客情報や接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用したり、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用したりすることがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施することとし、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えとしている。また、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。

加えて、本件活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

なお、本件活用業務の構成は、東京・大阪の2拠点で相互接続するものであるが、今後、NTT東日本及び競争事業者が現在想定できないような構成で、県間のIP電話サービス等の業務の提供を行うなどにより、公正競争を阻害するおそれが生じる場合等には、それに対応するために必要な措置を講ずることとしている。

したがって、県内通信と県間のIP電話サービスとの営業面でのファイアーウォールの確保に関しては、上記の措置の徹底が図られる限りにおいて、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する業務と会計を分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、他の電気通信役務に係る収支と分計するとしている。

また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

当社の県間のIP電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

なお、本業務においては「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行っているが、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で行うとともに、排他的な共同営業を行う予定はないことから、公平性は確保されているものとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり接続に必要なインタフェース条件、接続料を既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性を確保する考えである、としている。

また、NTT東日本は、本件活用業務の実施に当たって、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者（NTT西日本及びNTTドコモ）との接続を行っているが、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で行うとともに、排他的な共同営業を行う予定はないとしており、これらの市場支配力が結合することは考えにくく、公正な競争を阻害することとはならないと考えられる。

加えて、本件活用業務の実施に当たって用いる県間伝送路等については、事業者の選定に当たり透明性・公平性を確保する観点から公募により調達しており、前述のとおり、今後新たにNTT東西間の県間伝送路等を調達する場合においても、公募により調達する考えであることが同社の届出書に記載されている。

したがって、NTT東日本が接続に必要なインタフェース条件、接続料を接続約款に規定し、上記の措置を講じる限りにおいて、ステップ1) ①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

また、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・県間伝送路の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされるおそれがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高めるおそれがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘義務契約を結んだ上で、個別に開示している。

・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。